

令和8年1月30日

保険薬局各位

平内中央病院 院長
首藤 邦昭

一般名処方調剤報告および後発医薬品変更調剤報告の要否について

平素より、当院の院外処方の応需に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、当院におきまして、処方箋を応需した保険薬局より後発医薬品への変更調剤について保険薬局から FAX 報告をいただいております。

このたび、下記厚生労働省通知①②を参考に、2026年2月1日より以下の対応とすることにいたしましたのでお知らせいたします。ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

【今後の対応】

1. 後発医薬品変更調剤報告及び一般名処方調剤報告について保険薬局からの書面や FAX でのフィードバック報告は不要とします。
2. 変更調剤に係る情報提供方法はお薬手帳とします。
3. 電子カルテに上記変更報告文書の取り込みは行わないこととします。

【お願い】

1. 必ずお薬手帳の発行と交付した薬剤の銘柄等が分かる手帳記載を行い、医療機関へ持参、提示するよう指導をお願いします。
2. 治療上必要と思われる処方修正や患者情報の提供については、従来通りフィードバック報告していただくようお願いします。

参考：厚生労働省通知①②について（一部抜粋）

① 変更調剤を行う際の留意点について

「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について(平成24年3月5日保医発0305第12号)」
保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。）等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。

ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。

② 一般名処方調剤報告について

「疑義解釈資料の送付について：その2、問43（平成24年4月20日事務連絡）」

カルテには、できるだけ詳しい情報を記載しておくことが望ましいとは思いますが、一般名を記載した処方せんを発行した場合に、実際に調剤された薬剤の銘柄等について保険薬局から情報提供があった際に、薬剤の銘柄等を改めてカルテに記載しなければならないのか。

(答) 改めてカルテに記載する必要はない。発行した処方せんの内容がカルテに記載されていればよい。